

日本版スチュワードシップ・コードの受入れに関する取組方針

コーセー企業年金基金

1. 基本方針

当基金は、コーセーグループの一員として、企業理念『美しい知恵 人へ、地球へ。』を実践すべく、〈日本版スチュワードシップ・コード〉の受け入れを表明いたします。

当基金は、全ての年金資産の運用を「運用受託機関」に委託しております。従いまして、「アセットオーナー」の立場から、「運用受託機関」に対して、投資と対話を通じて投資先企業の企業価値向上や持続的成長を促す行動を求めます。

このようなスチュワードシップ活動を通じ、当基金の加入者・受給者等の中長期的な投資リターン拡大に努めます。

2. 日本版スチュワードシップ・コードの各原則への対応

【原則1】 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当基金は、「運用受託機関」に対して〈日本版スチュワードシップ・コード〉の受け入れを求めます。

また、「運用受託機関」のスチュワードシップ活動に関して、実効的な活動を通して投資先企業の企業価値向上や ESG を含めたサステナビリティに関する課題への取り組みを促すことを求めるとともに、当基金が求める事項や原則に整合的であるかをモニタリングいたします。

【原則2】 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当基金は、「運用受託機関」に対して、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反への明確な方針の策定、公表及び遵守並びに利益相反防止のためのガバナンス体制の整備を求めます。

なお、当基金は「運用受託機関」が(株)コーセーへの議決権を行使する場合等において、当該「運用受託機関」の判断を尊重することにより、当基金において想定される利益相反の発生を回避します。

【原則3】 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当基金は、「運用受託機関」に対して、投資先企業の持続的な成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすために、当該企業の状況を的確に把握することを求めます。

【原則 4】 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

当基金は、「運用受託機関」に対して、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、ESG を含めたサステナビリティに関する課題への取り組みを促してその課題改善に努めることを求めます。

【原則 5】 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当基金は、「運用受託機関」に対して、投資先企業の議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を定めること、また議決権行使の結果を公表することを求めます。

特に議決権の行使方針については、単に形式的な判断基準にとどまることなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫することを求めます。

【原則 6】 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当基金は、「運用受託機関」に対して、スチュワードシップ責任を果たすための活動状況について、原則として年一回以上の報告を求めます。また、その内容について加入者・受給権者等に定期的に報告します。

【原則 7】 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当基金は、「運用受託機関」に対して、投資先企業との対話や適切なスチュワードシップ活動を実行するための実力を備えるよう求めます。

また、運用受託機関の行動を理解・評価・判断する力を備え、本原則への取り組み状況を踏まえた適切な運用受託機関の選定および本原則に沿った活動の支援を行うよう努めます。

【原則 8】 機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切なサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

当基金は、委託する「年金運用コンサルタント」に対して、利益相反が生じえる局面を具体的に特定し、これをどのように実効的に管理するのかについての明確な方針を策定して、利益相反管理体制を整備するとともに、これらの取り組みを公表することを求めます。

当基金は、「運用受託機関」が「議決権行使助言会社」のサービスを利用する場合には、運用受託機関に対して、利益相反が生じえる局面を具体的に特定し、これをどのように実効的に管理するのかについての明確な方針を策定して、利益相反管理体制を整備するとともに、これらの取り組みを公表することを求めます。

以上